

台湾原住民と姓名・住民登録・エスニシティ —可視化と公的書類と社会の関係研究—

松岡 格

Official Documents and State Projects of Legibility : Written Names and Indigenous Peoples of Taiwan

MATSUOKA Tadasu

はじめに—全てが名付けられた世界で

我々は今、人に姓名があることが当たり前の世界に生きている。

そもそも我々は自らが認識する世界のさまざまなものに対して「名前」というラベルを貼り付けることを当然視している。すべてのものに名前があることが「正常」であるとみなされる状況であるから、星であれ、動物であれ、植物であれ、人間であれ、新発見のものに対して名前をつけようとする。逆に名前のないことは異常な状態を示す記号となる。例えば「未確認飛行物体」が本当は何なのか、人はつきとめたいと思う。名前がわからないという異常な状態を正常化しようとする。その異常さはしばしば不気味さを伴う。例えば「未知の病原体」による病気が猛威を振るう時、人々を強い不安が襲う。

こうした名前のついている空間が、切れ目なく地球を覆っているかのようなのである。切れ目があることが発見されれば、素早く何らかの名付けが行われてその切れ目がふさがれる。そうした世界に我々は生きている。

しかしそのような世界に我々が生き始めたのはいつからなのだろうか。人類の歴史が始まって以来、少なくとも想像の範囲ではそのような世界を想定して生きてきたのだろうか。

人の姓名と社会の可視性—姓の創出と植え付け

こうした「全てが名付けられた世界」の歴史をここで概観することは難しいので、ここでは「人の名前」に限って考えてみる。そうした時に、もう一つ気づくことがある。少なくとも人の名前に関する限り、上述の名付けの問題にはもう一つの側面がある。我々は自らに付けられた名前（ラベル）をまるで身体

の一部のように重要視している。例えば我々は姓名を含めたいわゆる「個人情報」を保護しなければならないと思っている。だが我々の日常においてその「個人情報」を守り抜くことは難しいことを実感するだろう。そのような身体に張り付いた姓名を守らないとならないという意識と観念はどこから来るのだろうか。

人に限って「名付けられた世界」の歴史について考える時に、最初に注意すべきことがある。姓と名を分けて考える必要がある、ということである。世界の民族の中で個人の「名」がつけられていない民族というのはほとんど見あたらない（例えば黒木等編、1988；上野等編、2006などを参照）。

一方で「姓」はどうか。こちらは全く状況が違う。つい最近まで「姓」を持たなかった民族は数多い（同じく黒木等編、1988；上野等編、2006などを参照¹⁾）。姓を持つようになるというのは、そうした民族にとって社会変化、特に近代化を示す指標の一つである。

アメリカの政治学者・人類学者、ジェームズ・スコット（James C. Scott）は、姓（surname / 永久的・継承的父系姓）の発明は近代国家の成立に必要な統治法に必要な条件のうちの一つであったと論じている（Scott, 1998 : 64-68）。

世界の多くの国では、もともと姓を持っている人は社会のごく一部に限られていた。例えば15世紀前半のフィレンツェ・トスカーナでは姓を持つのは土地所有権を持つ家系などの上層階級のみで、都市の貴族を除いて永久的な姓を持つ者などいなかった。

14世紀から15世紀にかけてのイングランドでは、姓の普及は公的書類の整備と同時に発達していった。これは国家が姓の創出によって国民個人を可視化しようとした初期の例である。

この時点における世界においてこのイングランドのような例はごく一部に過ぎない。それに対して近代国家というものは必ず、統治対象地域内に暮らしている住民（国民）全員を名付け、姓と名が揃った状態で登録しようとするものである。なぜかと言えば、まず地域共同体やそこに蓄積されていく地域知 *local knowledge* は近代国家（の統治者）にとっては、いわば密林のように見通せない、不可視的なものだからである。地域社会の状況が不可視的であることは、統治の障害となる。そこで地域社会に相対する国家（統治者）は地域社会の統制や

1) 本特集でも小島敬裕が中国少数民族・タイ族の事例に言及している。他に例えば岩波『図書』第767号（2013年1月）から第778号（2013年12月）まで名前関連のエッセイが掲載されているが、姓の普及や「創出」に関してドイツやミャンマー、トルコなどの例が言及されている。

流用*appropriation*²⁾の度合いを高めるために、これらを可視的なものにしよう——すなわち可視化しよう——とし、可視化に役立つような手段やツールを開発してきた。例えばある地域に近代的自由保有制度を導入し、土地の所有関係を整理するのに地籍図が用いられるが、この可視化ツールによってある地域の土地の所有関係が外來の統治者であっても一目でみてとれるようになるわけである。

姓の創出というのは、代表的な可視化手段のうちの一つである。近代国家は、住民一人一人の姓名の保有状況が不揃いな、やはり統治者にとって見えにくい社会——住民が姓をもっていないか、あるいは姓を持っているのかいないのかははっきりとしない状況、あるいは名前を持っていても不統一な状況——を、国民全員が姓名を持った社会へと置換³⁾していくために、国民全員を登録し、国民一人一人に姓名を与えようとした。これにより、国家はある地域内にどういう人物が住んでいるのか把握し、地域住民を統一的に管理するための重要な一歩を踏み出すことができるのである。もちろん人の数を数え上げる——例えば人口統計をとる——ことも統治対象を把握する手段であり、それだけでも統治対象に何らかの影響を与えることは可能になるだろう。しかし地域内の住民全員を対象に名付けを行うことは、単に統計をとるよりもより直接的に対象を掌握し、より影響を与えやすくなることは明らかであろう。

カナダの社会学者、デイヴィッド・ライアンは近代国家の官僚制度にとって名前をつけ、識別し、数を数え、等級化し、記録を保存することはすべて根本的に重要なことであるとしている（ライアン、2011：126）。近代国家は国民を名付け、数え、分類する能力から、一部構築されているとも言っている（ライアン、2010：65）。そうして官僚制度は個人に関する情報を収集し、ファイルに保管することで社会を可視化——人民を監視——しようとしてきた（ライアン、2011：126-128）。近代国家にとって支配領域内の個人全て——すなわち国民全員——に名付けを行っていくことは根本的に重要であり、それは可視化と

2) 流用とは、スコットの議論に従えば、国家の統治対象となる人民（あるいは、統治対象地域の住民）の所有物（資源）・収入を、例えば租税という形で徴収し、国家の運用できる形にする（あるいは、国家財政の収入に変換する）ことである。その流用の仕方がパランスを欠いていれば、搾取あるいは取奪ということになる。

3) 前近代の政治秩序が近代的知識にもとづく新たな政治的秩序（近代的秩序）によって置換されていく事例としては、例えば『地図が作ったタイ』（トンチャイ、2003）が地図と近代的地理学を主な事例として実証している。

強く結びついているのである。

こうした統治者による姓の創出と地域社会の可視化との関係は、統治者と被統治者が全く異なる植民地状況においてはくっきりとした輪郭を持つ事象として示すことができる。スペイン統治下のフィリピンでは、1849年、スペイン語姓が導入されたが、この時には政府から示されたスペイン語姓の一覧を地域ごとに順番に割り振っていった（Scott、1998；事例自体について詳しくは本特集の佐藤論文を参照）。同じ街の人々の姓は同じ頭文字から始まるという現象が広がったが、統治者にとってはわかりやすい——情報が読み取りやすい——状況が生まれたわけである。こうした姓の施行の目的は、結局のところ、臣民・納税者の完全に可視化されたリストを作ることであった。

徴税と並んで可視化やそれと関わる公的書類と縁が深いのが、兵役である。日本では明治政府という近代国家が誕生したのと同時に戸籍制度の確立が進んだ。その最初のものが1872年から施行されたいわゆる壬申戸籍というものである。この壬申戸籍の実施と前後して、日本人の苗字（姓）をめぐる状況が変わっていった。1870年に明治政府は「四民平等」を掲げて平民に苗字の使用を許可したが、1875年には人民の苗字の使用は義務となった。これは「富国強兵」を国家目標とし、徴兵適齢者の識別を徹底するためであった（遠藤、2013：51）。またこの壬申戸籍の不備が指摘され、戸籍制度の大幅な改正が進められたのも、そのデータの不備による兵役逃れを防ぐということと大いに関係していた（遠藤、2013：125-130）。

こうした可視化の活動——前出のライアンはこれを広く監視と呼んでいる——が単に存在しているということはない。こうして官僚によって作成された公的書類のファイルは、知識を掌握し、蓄積する手段であると同時に、それらのプロセスとファイルが指し示す人々を管理する手段でもある。国家が特定のグループ（例えば国民）についての知識を関連するファイルによって有機的に組み立てることによって、こうした活動はこのグループを介入や指導に従わせやすい立場におく（ライアン、2011：133）。こうした可視化された情報の確立（監視体制の確立）が住民の服従や管理を保証するわけではない。しかし、そうした目的を持った統治者の統治行動を強化するものであり、彼らにとって役立つものであることは言うまでもないだろう。

国家、国民と公的書類

再び現代に戻って考えて見ると、現在の統治者にとって（直接の接触がなく

とも)国民個人を可視化して、掌握する手段は数多く存在するようになった。写真、映像、指紋、IDナンバー、DNAなどなど、枚挙にいとまがない。

こうした多種の可視化情報をまとめて搭載した集積体⁴⁾も登場した。そうした集積体の多くは公的書類であるが、そのうちの一つがパスポート⁵⁾である。そのパスポートと近代国家的管理との関係を実証的に示したのがアメリカの社会学者ジョン・トーピーであり、トーピーはそのパスポートが国境線を越えて移動する人々の移動を管理し、国家が人々の移動手段を独占した、と主張した(トーピー、2008)。つまり国境線によって区切られた領土を持つ国民国家は、その直接の統治範囲の境界を越えてグローバルに移動する人々を管理しようとしたのであり、その重要な手段となったのがパスポートなのである。トーピーは可視化ということをとさら強調していないが、彼の用いた「掌握」という概念の中にスコットの言う可視化の概念が含まれていることは明らかである(トーピー、2008:20)。

国民IDカードや住民票、そして戸籍など他の公的書類も、重要な可視化情報の集積体である。特に戸籍は可視化ツールとして典型的である。というのも戸籍を作成あるいは完成し、そこに書かれている情報を参照することで統治者は、各戸レベルで地域社会の情報を一覧できるようになるからである。このような資料を作成し、整備していくことが、地域社会の可視化に役立つことは明らかである。またこれを通してさらなる可視化——例えば対象をさらに細かく見ることなどでより深く掘り下げる、あるいは他の情報と合わせて見ることで多元的にとらえる——を行うことができること、また管理の強化など他の統治実践のために役立つことも容易に想像できる。

このように「姓」は現在では数多く存在する可視化手段のうちの一つに過ぎない——しかも集積体を構成する一項目に過ぎない——が、歴史的に考えれば、多くの国において、姓の設定というのは国家が自国領内(国境線内)の個人を可視化する最初のステップであり、決定的ステップであった。国民全員に姓と名をつけさせるということは、国民社会を統治者にとってわかりやすい状況に変えていくための重要な転換点であった。冒頭で述べたように、現在我々は姓

4) 公的記録がファイル化され、アーカイブされたもの。いわば可視化の知識がつまったものである。

5) 我々の目にするパスポートというものは、国や自治体が保有するデータベース(あるいはデータベース群)に登録されている情報の一部(しばしば複数の一部)を切り出して、それが言及する個人に使用・携帯されるものとして作成されたものである。

名があることが当たり前の世界で生きているので、日常生活においてこの可視化と姓創出の関係について意識することはまずない。しかし、ここで示したように、姓の創出過程というのは国家による可視化といった個人と社会、そして国家の関係について考える際に根本的に重要なことのうちの一つなのである。

もう一つここで上記のことから示唆される重要な点を指摘しておきたい。例えばここで示す姓名のような公的書類の記載情報あるいは項目——いわば単独の可視化手段——の歴史を調べることは、公的書類（可視化手段の集積体）の歴史を調べることはまた違った意味で重要である（少なくともそのような可能性を持っている）、ということである。

台湾原住民と姓名返還運動

ここからは筆者がこれまで研究してきた台湾原住民の事例に則して以上の議論を検証していく。具体的には、原則的に筆者の近年の研究成果（松岡、2012；松岡、2013；松岡、2014）に依拠⁶⁾しつつ、その成果を整理しつつさらに説明や事例を補いながら論を進める。

まず台湾原住民とは、台湾に暮らすオーストロネシア語族の先住民のことであり、現在の人口は50万人前後である。第二次世界大戦終戦以前、すなわち台湾の日本統治時代においては台湾の中央に縦に走る中央山脈周辺の山地——面積だけで言えば台湾島の半分近くを占める地域——に居住している人が多かった。「台湾原住民」とひとくくりに言っても、現在の公的民族分類から言っても16民族に分かれており、言語も40種類以上に分けられることがある。

この先住民の人たちは、台湾の歴史上長い間にわたって「語られる対象」とどめられており、戦後の社会においても抑圧され、差別される対象に陥ることも多かった。それに対して1980年代に先住民達が始めた社会運動はやがて原住民族運動⁷⁾と呼ばれることになった。原住民（先住民）⁸⁾達は人権軽視あるいは無視に対する抗議、反差別、民族消滅の危機に対する抵抗、土地返還など

6) したがってこの三著作については原則、細かい出典を示さない。

7) 台湾における先住民族運動である。最終的に自らを一つの民族（ネーション）として規定して、原住民族という呼称を台湾の憲法（増修条文）に記載させるところまで進展したので、筆者は原住民族運動と呼んでいる。

8) 台湾の先住民は、台湾では原住民というのが一般的であるので、本稿ではこれ以降、原住民と表記する。原住民というのは上記の原住民族運動によって先住民達が選び取った名称である。先住民というのは中国語のネガティブなニュアンスから避けられている。

さまざまな要求を求めて街頭でデモ行進を行った。

その中のうちのの一つとして姓名返還運動というものがあった。中心にあるのは名前を返せ、という要求であり、伝統的命名法を取り戻そうという努力が重ねられた。名前を返せ、というのはしかし、もともとあった自分達の名前を他者（統治者）によって奪われ、それを取り戻すという単純な流れで説明しきることができない。それについて説明するには、台湾原住民の名前がたどってきた歴史を丁寧にたどる必要がある。

上記の原住民族運動前後の原住民の名前について表現した詩のうちの一つとして原住民作家のモーナノンの詩「僕らの名前を返せ」（下村編訳、2002: 7-9）がある。原住民の名前の歴史について概観する前提として、まずはこの詩から、当時の状況を振り返ってみよう。

僕らの名前は身分証のなかに埋もれてきた
私欲のない人生観は
工事現場の足場のうえでゆれうごき
船舶解体工場から炭坑、漁船へとさまよう
荘厳な神話は
テレビドラマのありふれた話となった
…
もしもある日
僕らが歴史のなかをさまようのを拒否したら
どうか真っ先に僕らの神話と伝説を書いてください
もしもある日
僕らが自分たちの土地のうえをさまようのをやめたら
どうか真っ先に僕らの名前と尊厳を返してください

台湾原住民の伝統的居住地域である台湾の山地から下りて漢民族が暮らす大都市——台北や高雄など——や平地の都市で職を探した原住民達が就いたのはいわゆる肉体労働であった。都市社会の底辺で暮らす貧困な国民一般としての扱いを受けた原住民の若者達は（そうした若者達でさえ、と言ってもよいかもしれない）、政府から国民証というカード——いわゆる国民IDカード——を与えられていた。その上に記載されていた彼らの名前（姓・名）とは、彼らの伝統文化とは関係のない漢族式の姓であり、名であった。世界の多くの先住民

と同様、台湾の原住民にはいわゆる姓というものはなかった。であるから姓が漢族式になるのはある意味当然なのかもしれない。しかし姓だけでなく名でさえ文化的な同化が進行していたのである。

そのことに気づいた原住民族運動を進めるエリートは愕然としたに違いない。自分が住んでいる「名前の付いた世界」が、他者に与えられた名前によって形成された世界であったことに気づかされた時の衝撃は計り知れない。先住民風の伝統的な姓名を戸籍などに登記し、そうして身分証の上の記載も書き換えていくことを望んで、姓名返還運動を始めたわけである。

文化的同化が進んだからと言って、自分達の名前が消えてなくなったわけではない。漢族式姓名——漢字の姓名——を持つようになってからも、先住民コミュニティ内では伝統名をお互い知っていたし、まったく使わなくなったわけではない⁹⁾。しかし、外来の文化によって自文化が上塗りされ（漢字名が優越し）、公共の場でも主に漢族式の姓名が使われるようになっていったわけである。伝統名は自分の心の中に大事にしまっておくが、社会生活においては飾りのようなものになっていったのではないか。

ここで言語と公的領域についてカナダの政治学者ウィル・キムリッカが述べていることが参考になる。キムリッカは近代世界では、言語は公的領域——学校以外に政治制度や経済機関や研究機関など——で使われないかぎり、長期にわたって存続することなどできないと指摘している（キムリッカ、2012：111,222）。そのためどのような言語を公用語とするかという政府の決定は、事実上どの言語を繁栄させ、どのような言語を死滅させるかを決めることになる、とまで言っている（キムリッカ、2012：111）。このことは、言語と連動する名前についても同じことが言えるだろう。マイノリティの言語によって支えられたマイノリティの名前、その存続も統治者の政策に大きく左右される。

台湾原住民の名前がたどった歴史

ここで改めて台湾原住民の名前がたどった歴史を振り返って見ると、かなり込み入っていることがわかる。簡単に整理すると、次のような歴史をたどったと考えられる。

まず、台湾原住民の社会は長い間、いわゆる無文字社会であった。原住民にも個人名はあって、集落内でもその名を呼んでいたはずであるが、しかしそれ

9) 例えばトパス・タナビマ著「名前をさがす」の記述（下村編訳、2002：249）参照。

は口頭でのみ呼び合うそれであって文字に書かれる名前はなかった¹⁰⁾。清朝時代などに原住民の一部が間接統治を担う際に姓を与えられるというようなことはあったが、それはごく例外と言ってよかった。

これは姓と名があることが当たり前の現代からは遠く離れた世界のようなのである。その状況が大きく変わったのが日本統治時代である。1895年、台湾は大日本帝国（日本）の植民地となった。その日本統治時代初期において、台湾原住民の伝統的居住地域——前述した台湾島の面積の半分ほどを占める山地地域で、当時「蕃地」と呼ばれた——に対する植民地当局の実効支配は確立していなかった。その先住民に対する征服過程が完了したと考えられるのが1910年代の中葉のことである（五カ年計画理蕃事業）。

植民地当局はその実効支配を確立した原住民居住地域に住んでいる住民（原住民）の掌握を開始した。植民地当局は、その「蕃地」を一般行政機関による「普通行政」ではなく、本来治安維持に限定される特殊な機関、すなわち警察による「特別行政」によって統治する体制を整備していった。そこで統治の拠点となったのが数名の警察官が駐在する「駐在所」であった。各駐在所は数カ所の部落（原住民の集落）を管轄し、「蕃地」全体を普通行政区域へと編入することを目指して様々な活動を行っていった。そのために必要な作業の一つが、地域社会（ここでは原住民社会）の可視化であった。

統治者にとって地域社会の状況は見えにくい、ということをすでに指摘した。特に統治対象地域に着任したばかりの統治者にとって地域社会の状況は見えにくいものであろう。「蕃地」において特別行政（「理蕃」）の任に当たった、警察官をはじめとする駐在所のスタッフにとっても、「蕃地」内の状況はとりわけ不可視的なものであったと推定される。というのも統治者である警察官は多くの場合日本人であり、彼らにとって文化の異なる人達である漢民族の住む台湾の平地の状況さえ理解が難しいはずであり、その平地の住民である漢民族とことばも習慣も違い、（平地と違って）文字をもたない原住民社会の状況は格段に見えにくかったはずである。また首狩りなどの特殊な慣習も彼らについての理解を大いに妨げたはずである。

統治を進め、原住民社会の近代国家的世界への統合を図るためには、まず統治対象部落に住む人びとに関わる多種の情報を集め、少しでも原住民社会を統治者側にとって可視的なものにしていく必要があった。そのうちの手段の一つ

10) したがって署名というのは社会において意味をなさなかつたはずである。

が後述する戸籍に準じる公的書類の編成・整備である。この原住民社会の可視化のために様々なツール、手段が動員された。これもすでに述べた通り、このような外来者としての監視者と被監視者たる地域住民の関係は、植民地統治下においては統治者と被統治者の関係として弁別しやすい。

すでに指摘されているように、原住民居住地域に（普通行政区域と呼ばれた漢民族の暮らす平地と同様の）戸籍制度が適用されたのは、日本統治時代末期の1943年のことである。そのように言うと、日本による原住民の身分登録が社会に与えた影響範囲は小さいかのようである。しかし、現在残っている種々の情報から見て、事実は逆と言ってよい。その戸籍制度における戸口調査簿と形式上は同様のものが上記の実効支配確立期に作成され始めたと考えられるからである。1895年に大日本帝国によって台湾が領有された際、その領域（台湾）内に住んでいた原住民も大日本帝国の臣民*subject*とみなされた。近代国家たる大日本帝国は、その植民地臣民に対しても当然登録を行おうとした。1943年の変化の意味はこれが自らの身分を公証することができる性質のものになったということであって、統治者が国民個人（この場合は植民地臣民）を可視化するツール——社会学者ライアの言い方によれば住民を見張るツール——としての、戸籍に準ずる公的書類（可視化ツールとしては正式な戸籍以上のもの）はもっと早くから登場し、実用されていた。それが、例えば「蕃人戸口簿」というものであった（松岡、2014：56-59）。

「蕃地」内の駐在所は、通常、数カ所の部落を管轄していた。そこに駐在する警察官（特に取締巡査）は、管轄対象である複数の部落（「管轄区域」内）を定期的に巡視し、管轄部落に関する情報を駐在所に備え付ける帳簿——「蕃社台帳」や「須知簿」——に記録・保存していた。管轄区域内を巡視し、重要情報を記録することで地域社会について一覽できる冊子を作り上げていくというこの業務ルーティンからして駐在所のスタッフが国家にとっての可視化エージェント¹¹⁾であり、「蕃社台帳」や「須知簿」などが可視化ツールであることは明らかである¹²⁾。「蕃社台帳」や「須知簿」が原住民の集落を全体として（あるいは集団として）記述するものであるのに対して、巡査や警手が定期的に各

11) 駐在所のスタッフ達は組織的に可視化を進める勢力であると言える。通常であれば国家統治者としてこの可視化を行うのは「普通行政」を担う地方行政官であるはずだが、「蕃地」では、（本来であれば治安業務に関わることに限って権限委任されているはずの）警察官がこの地方行政官に成り代わって、いわば「特別行政」官として可視化を進めていた。「蕃地」における警察官の権限の広さ・大きさについてはすでによく知られている通りである。

戸の家庭情報を把握して記録した情報を転記した「蕃人戸口簿」というものがあった。これなどは各戸レベルで地域社会の情報を一覧できる冊子であり、地域社会の可視化を行う典型的なツールと言えるだろう。警察経験者への聞き取りによると、巡査及び警手が日本刀を下げて上記の「蕃人戸口副簿」というものを鞆に入れて毎日部落を回っていた。病気がないか、家族の状況はどうか、家の生活状況や死亡・出生の状況などを尋ねて一戸一戸回った。これを「戸口査察」と言った¹³⁾。戸に出生や死亡などの状況があれば警察官が「蕃人戸口副簿」に記入し、さらにそれを駐在所備え付けの（上述の）「蕃人戸口簿」や「除戸簿」というものに転記していた。平地と同様に身分を公証する戸籍（本籍戸口調査簿）が作られるようになったのは既述のように1943年以降ではあるが、警察の利用するデータとしては形態上同様のものがかなり長い間にわたって蓄積されていたのである。この「蕃人戸口簿」および「蕃人戸口副簿」は明らかに社会の可視性を増大・保持するために有効なツールである。また、1943年にこれが戸籍として整備されるとともに、後述するように日本式姓名が押しつけられていくわけであるが、その「戸籍」はこのような可視化ツールのより発達した形として見ることができる。

すでに指摘した通り、近代国家の官僚制度にとって名前をつけ、識別し、数を数え、等級化し、記録を保存することはすべて根本的に重要なことである（ライアン、2011：126）。上述の警察スタッフの行動はそのような官僚的行動そのものである。彼らはいわゆる一般的な地方官僚ではなくて「警察官」や（正式な官職ではない）駐在所スタッフであり、警察機関は普通行政機関ではなかった——そのため特別行政機関と呼ばれた——が実質的には地方行政機関が行うようなことを実行していた。

こうして蕃人戸口簿などの戸籍に準じる公的書類に原住民個人の名前が記載されるようになった。ここにおいて初めて、文字によって原住民個人の名前が表記されるようになり、また公的書類の性質上、長期間にわたって記録・保存されるようになったのである。その歴史上はじめて原住民個人名を記録した文字が外来の統治者の言語（文字）、日本のカタカナであった。例えば「モーナ」

12) 『台湾総督府警察沿革誌 第3編』（台湾総督府警務局、1934）：482-616；『台湾警察法規』（台湾総督府警務局編、1936）：第3編4の210-212

13) このような警察官による戸口調査は一般には「戸口実査」と呼ばれていたようである。この「戸口実査」の調査方法・調査内容はここで述べた「戸口査察」のそれと重なっている（『台湾戸口制度大要』（畠中、1936）：137-147, 306-311）。

とか、「タイモ」とかいった個人名が記録されるようになったのである。

このような名前の記録方法は原住民風¹⁴⁾の名前を記載しており、統治者なりに原住民に対する特別対応（優遇的対応）をしていたという側面がないわけではない。しかし、それは統治者による可視化の活動——住民を見張る監視活動——と抱き合わせになっていることにもう一度注意する必要がある。すでに述べたように、こうした可視化された情報体系の確立（監視体制の確立）が住民の服従や管理を保証するわけではないが、しかし、そうした目的を持った統治者の立場を有利にして、その統治行動を強化するものであり、明らかに彼らにとって役立つものである。

このように台湾における日本の植民地統治が原住民居住地域に浸透していった1910年代以降に、地域によっては名とともに姓が記録されるようになり、公的書類への「姓」の登録ということが行われるようになった。原住民社会の多くの地域において「姓」という概念はなじまないのであるが、統治者の目からみて「姓」とみなすことができるもの——例えばタイヤル族の父子連名制の父称、パイワン族の家名¹⁵⁾など——が、それとして記録されるようになった。

日本統治時代の身分登録書類にはこうしたカタカナによる原住民名表記しかされなかったのかというと、そうではない。日本統治時代末期に改姓名が行われた。これは原住民の名を日本式姓名に改称していくというものであり、認可改姓名（1939年から1944年）と許可改姓名（1944年）と二段階に分けて行われた（近藤、1996：316）。これ以前のカタカナ表記ではいわば原住民風の名前を保存・維持していたのであるが、これを日本式の姓名に変えること——文化の塗り替え——を意味する。例えば「アウイ」という個人名を持つ人物が「花岡一郎」という姓と名を備えた人物に改称されるのである。特に後者の許可改姓名は強制的な形で行われた。植民地統治下における文化的同化の一例としても挙げることができる。

上記のように、これとほぼ重なる時期に、原住民の姓名を記録してきた身分登録書類が戸籍とみなされることになり、実質上その位置づけが上昇することになった。その措置自体、戦争という非常事態下における特別措置——しかも

14) とは言え、カタカナで表記することから、どの程度正確に原住民語の発音を写し取っていたかは定かではない。また既述のように他者の与えた文字で記載している時点で非対称の権力関係が背後にあることは言うまでもない。

15) パイワン族の家名については本特集所収の曾有欽論文参照。

恩情的措置——として実行されたものであるが、それと同時に改姓名が行われたことからすれば、原住民身分登録書類の戸籍化という措置は植民地臣民である先住民を（文化的同化はもちろんのこと）政治的に同化しようという目的につながったそれだったのかもしれない。台湾自体、日本本国と同様の市民権は得られなかったし、原住民居住地は最後まで普通行政区域に編入されることはなかった——端的に言えば地方行政機関が最後まで置かれなかった——のであるから、政治的格差は埋めようがなかったのだが。

1945年、第二次世界大戦が終わって台湾が日本の統治を離れると、また状況は一変した。しかし、統治者が変わったものの、ある意味では同じような文化の押しつけが台湾原住民に対して行われた。台湾を統治することになった中華民国（国民党政権）は姓名の「回復」ということを行ったが、原住民にしてみれば要するに漢族式姓名に変更するということである。日本式姓名から原住民式に戻るのではなく、今度は漢族式姓名に変更させられたということである。

こうして、例えば「ロシン・ワタン」は日本統治時代に「日野三郎」となり、戦後に「林瑞昌」になった。また「トパス・タナピマ」は、「田中武男」から「田文統」となった（「名前をさがす」（下村編訳、2002：243-255））。

清朝（中国）から大日本帝国（日本）へ、そして中華民国（中国）へと所属国家の変更にもなって原住民個人の名前が大きく変わっていくわけであるが、台湾原住民の伝統文化とは関係のない外来の統治者の文化に従って姓名が与えられるという状況が続いたわけである。

その状況が大きく変わったのが1995年である。1953年に台湾で公布された「姓名条例」がこの年に改正されることによって原住民「伝統姓名」の回復が認められるようになった。つまり公的書類において、歴史上はじめて先住民風の姓名による登記が認められるようになったのである。歴史上はじめてというのは、最初の段階では文字がなかったので記録しようがなかったからである。こうして劉文雄は夷将・拔路兒（Icyang Parod）という先住民名を「回復」したのである。

おわりに

以上述べてきたことから、姓の創出は近代国家の台湾原住民に対する統治において行われ、原住民社会の可視化のために行われたこと、そうした可視化をめぐる統治者の動きが近代国家の特有の振る舞いであることを証していることなどは明らかであろう。原住民族運動以降に起こった原住民風姓名回復の動き

はその統治者による可視化に対する抵抗として見ることもできるかもしれない。また近代国家による姓の創出というものは全ての国民に名付けを行うことを特徴とする、すなわち全ての原住民が国家による名付けの対象となってきたことを再度強調しておくことも重要であろう。こうした点はすでに指摘してきたことであるのでここではこれ以上繰り返さない。最後に姓名と可視化に関わって台湾原住民の事例から特に指摘できることをいくつか挙げておきたい。

まず、可視化手段としての姓の創出は、台湾原住民の場合、冗長なほどの多重に非対称的な権力関係のもとで行われた。社会の中（少なくともその一部）にもともとあった姓というものを（強制的か非強制的かは別として）普及させ、それを公的書類に登録し、その情報を統治に用いたというわけではない。姓名の創出を外来の統治者が自らの文化を用いて行った。しかも異なる読み書き文化間の非対称な関係においてそれがなされたのではなく、無文字社会に対していわば一方的に外来文化としての姓名が導入される——書き込まれる——という形をとった。またそれと関わることであるが、台湾原住民の場合、単に姓の創出だけではなく、姓名の押しつけが行われたことも重要である。自文化の名の上に自文化あるいは他文化の姓が付けられたわけではなく、自文化の名の上に他文化の姓名が押しつけられたのである。しかも台湾の場合、複数の異なる統治者が繰り返しそのようなことを行った。

次に、監視データとしての公的書類は単なる市民権の有資格者リストではなく、多文化時代の示差的市民権（特別な市民権）の有資格者リストになっており、例えば先住民性を保証するものとなっている。今日——現代、あるいは後期近代——可視性の問題について考える際には、その多面性を必ず視野に入れる必要がある。近代国家が国民個人の細かい情報まで注視し、掌握することは国家による国民の管理を強めることになるであろうし、このように国家にとって国民が一方的に見やすく（あるいはその情報が読みやすく）なることは偏りや不平等を助長するであろうし、トーパーが言うように身元特定を通して国家による人々の移動手段の独占が助長されるかもしれない。一方で個人について細かな情報を跡づけ、監視して、可視的な形にすることは誰が一定の権利をもつ市民なのかを確認するのに、そうした市民に利益供与するために必要である。であるから投票や教育、保健などの点で可視化は市民に大きな利益を与えるだろう（ライアン、2002：97,125-126；ライアン、2010：65）。多文化時代の先住民にとってとってそれはあてはまるが、普遍的な市民権ではなく先住民に対する特別な権利としてのそれであることに注意が必要である。可視化に伴う利

益供与自体も多元的に考える必要があることを示している。

最後に、可視化自体についての示唆がもたらされるという意味でこの原住民の事例は貴重である。ライアンは監視社会論において、監視が遍在する社会——国家だけでなく企業など多種のアクターが監視者となる社会——において個人で情報防衛を行うことには大きな限界があること、「プライバシー」を前面に押し出して社会運動を行うことは個人情報保護を自己責任へと収斂させて——つまり問題を矮小化して——しまう危険性があることを指摘し、個人情報を集集・把握する国家や企業に責任を持たせる必要性を指摘した上で、そのことの方が（いわゆるプライバシー保護よりも）重要であると主張している。

監視社会ではなくて、（ライアンの示す監視社会の歴史においてはその一部を構成するものに過ぎない）可視化に注目することはそのことの別の側面を明らかにする。なぜ我々個人が個人情報を守ることがこんなにも難しいのかということに対する問いに、統治者による地域社会の可視化に注目することはある回答を与える。

そもそも可視化は統治行為に起源があること、戸籍など個人情報を登載するものは可視化に起源があること、したがって市民と国家との関係は最初からアンバランスであり、市民にとって不利であるということである。一方的な関係性のもとに押しつけられたものである。そのような視点からは、なぜ統治者が設定・創出した姓名というものをそもそも持っていないか、という疑問が生まれてもおかしくないし、そのことに抵抗する動きがあってもおかしくないのである。もちろん、そのような抵抗は限りなく難しいのであるが。

現在可視化と言った時に一般的にイメージされるのは行政の可視化や裁判の可視化といった市民にとっての透明性を求めるものである。しかし本稿で扱った台湾原住民の事例ではっきりと示したように、それに先だつものとして統治者による地域社会の可視化があったわけであり、可視化の出発点はそこにあると言ってもよい。それは可視化をめぐる単方向の動き——統治者か被統治者か、あるいは行政か市民か——ではなく、双方向の動き——一人の人物が複数の役割を演じることも含む——に注意を向けることにつながるであろう。

もちろん本稿だけでここで示した論点全てを実証できたわけではなく、個別例による実証はこれからと言ってもよい。台湾原住民の（近代国家による）住民登録過程のうち、戦前の状況については本稿でも引用したように法規の変遷等は筆者がすでに明らかにすることができたが、ここに関しては個別例による実証はこれからである。また戦後の状況についてはどちらもこれからであるが、

法規の整理については材料がすでに揃っているのので、稿を改めて論じ、そこから始めたいと考えている。

参考文献

上野和男・森謙二編

2006『名前と社会——名づけの家族史』（早稲田大学出版会）

遠藤正敬

2013『戸籍と国籍の近現代史』（明石書店）

キムリッカ, ウィル

2012『土着語の政治:ナショナリズム・多文化主義・シティズンシップ』（法政大学出版局）

黒木三郎・村武精一・瀬野精一郎編

1988『家の名・族の名・人の名——氏——』（三省堂）

近藤正己

1996『総力戦と台湾：日本植民地崩壊の研究』（刀水書房）

下村作次郎（編訳）

2002『台湾原住民文学選1 名前を返せ』（草風館）

Scott, James C.

1998 “Seeing Like a State: How Certain Schemes to Improve the Human Condition Have Failed” (Yale University Press)

台湾総督府警務局

1936『台湾警察法規』（台湾警察協会）

1986『台湾総督府警察沿革誌 第3編』（緑蔭書房【原著1934年出版】）

トーパー, ジョン

2008『パスポートの発明：監視・シティズンシップ・国家』（法政大学出版局）

畠中市蔵

1936『台湾戸口制度大要』（松華堂書店）

トンチャイ・ウィニッチャクン

2003『地図が作ったタイ』（明石書店）

松岡格

2012『台湾原住民社会の地方化：マイノリティの20世紀』（研文出版）

2013「可視化のためのツール、ユニット、エージェント」『民族学界』第33期：81-106

2014「日本統治下台湾の身分登録と原住民一制度・分類・姓名」『台湾原住民研究の射程—接合される過去と現在』（日本順益台湾原住民研究会編：順益台湾原住民博物館）：33-75

ライアン, デヴィッド

2002『監視社会』（青土社）

2010『膨張する監視社会』（青土社）

2011『監視スタディーズ』（岩波書店）

中国語要旨

台灣原住民與姓名、登記、族性

這篇論文是本特集的理论性說明之一。主要以台灣原住民為例，探討姓名和現代國家以及可視化的強韌關聯性。理論上的主要對話對象是美國政治學者James Scott以及加拿大社會學者David Lyon。具體根據筆者最近的研究成果，再加以材料，討論姓名、個人、國家的關係以及其關係性的歷史變化。